

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和24年法律第195号		
手続名	一時利用地の指定による利益相当額の徴収	根拠条項	第89条の2第8項		
処分基準	一時利用地の指定によって従前の土地に係る関係権利者が一時利用地との間で著しく収益の差が生じる等により利益を受けることが認められるとき。				
	対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関 農地整備課	交付機関 農地整備課	目次